１１月号のクイズのこたえ　「強」　強奪（ごうだつ）・強制（きょうせい）・強用（ごうよう）・強欲（ごうよく）

ご予約は お早めに。

会員限定 無料相談

要ご予約

問 ☎24－2612

弁護士の **法律** 相談会
10時～12時
12月18日（金）
1月5日（火）
1月15日（金）

弁護士の **相続** 相談会
10時～12時
12月16日（水）
1月20日（水）
2月17日（水）

社労士の **年金・社会保険** 相談会
10時～12時
1月12日（火）
2月9日（火）
3月9日（火）

不動産コンサルタントの **不動産** 相談会
10時～12時
12月24日（木）
1月28日（木）
2月25日（木）

税理士の **税** 相談会
14時～16時
12月17日（木）

経営コンサルタントの **経営** 相談会
日時応談
問 ☎24－2614

ご注意 | 同一内容のご相談は黒板でできませんので予約でご了承ください。

会場 納税者センター・青色会館

漢字穴埋めクイズ プレゼントがもらえる！

難人中の口に入る漢字は何でしょう。矢印の方向に読むと4つの二字熟語になります。

力
算　率
際

ヒント　くじが当たるまで！

プレゼントを応募する　宛先　〒250-0012　小田原市本町2-3-24
小田原青色申告会「漢字穴埋めクイズ」係

選べるプレゼント
A 図書カード1,000円分を3名様に
B "箱根ラリック美術館"ご招待券を5組10名様に

締切：2020年12月25日(金)着分迄

小田原青色申告会の あおいろ優待サービス　会員特典　施設案内

箱根ラリック美術館

足柄下郡箱根町仙石原186-1　TEL／0460-84-2255
営業時間／9:00～17:00(最終受付16:30)
定休日／年中無休(展示替えのため臨時休館あり)
http://www.lalique-museum.com

ご招待券プレゼント 5組10名様
上記の「漢字穴埋めクイズ」に応募ください。

きらめきのジュエリーとガラス作品。箱根ラリック美術館では、フランスの工芸作家ルネ・ラリックの生涯にわたる作品に出会えます。レストランでは、箱根の自然を満喫しながらカジュアル・フレンチを。朝8時からの朝食メニューも人気です。あなただけの休日を、ぜひ箱根ラリック美術館でお過ごしください。

会員優待料金　**入場料割引特典**

本紙を持参のうえ「小田原青色申告会の会員」であると告を提示にお伝えください。

大人　：1,500円 ▶ 優待料金：1,400円
高校生・大学生：1,300円 ▶ 優待料金：1,200円
小・中学生　：　500円 ▶ 優待料金：　700円

健康のツボ　テレワークの疲れ目に目の体操

①外の風景が見える窓の前にペンを持って立ちます。

②ペンに焦点を合わせて3秒間見つめます。

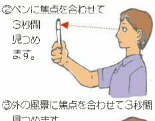

③外の風景に焦点を合わせて3秒間見つめます。

これを3回繰り返します。

固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して、令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置が行われます。

軽減の対象となる固定資産

事業用家屋及び償却資産の償却資産

※土地や商住用家屋には対象外です。
※兼業用と個人用が一体となっている家屋については、事業用部分のみが対象になります。

軽減率

	軽減率
令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率	50%以上減少 → 全額
	30%以上50%未満 → 全額の1/2

手続き

売上や対象となる事業用家屋・償却資産について、認定経営革新等支援機関等の確認を得た必要書類とともに、市税事務所窓口に申請します。
※申告書様式は、対象固定資産の所在する市税事務所のホームページなどより入手してください。
※認定経営革新等支援機関とは、国の認定を受けている税理士や金融機関、商工会議所、青色申告会などです。詳細については、中小企業庁のホームページをご確認ください。

中小企業庁HP

申告期限

令和3年1月末まで（令和3年度償却資産申告書の提出も必要です。）

お問い合わせ　中小企業　固定資産税等の軽減相談窓口
電話：0570-077322　受付時間：9:30～17:00(平日のみ)

※会館の「アドバイザー」は休みです。税務に関する相談は、ご相談は利子税を納税に変更しております。

税の基礎知識　ひとり親控除の創設、寡婦（寡夫）控除の見直し

未婚のひとり親でも離婚・死別した人と同様に税制上の控除を受けられるようになりました。

改正前

・未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なる。
・男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（夫）控除の額が異なる。

改正後

①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じくする子（総所得金額等が48万円以下）を有する母親について、「ひとり親控除」（控除額35万円）を適用
②上記以外の寡婦については、下記の表のとおり。

本人が女性

配偶関係		死別		離別		未婚	
合計所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～
扶養親族	有	子以外	35	—	35	—	35
		子	27	—	27	—	—
	無		27	—	—	—	—

ひとり親控除

寡婦控除

本人が男性

配偶関係		死別		離別		未婚	
合計所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～
扶養親族	有	子以外	35	—	35	—	35
		子	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—

※「寡夫控除」は廃止されましたが、改正前の「寡夫控除」の対象者は、基本的には「ひとり親控除」の適用を受けることができます。

※扶養親族の範囲にかかわらず、合計所得金額が500万円を超える人は寡婦控除の適用を受けられなくなりました。

この制度は、個人事業者の確定申告で申告者の本人分の確定申告から、給与収入の源泉徴収事務では令和2年分の年末調整から適用されます。

お困りごと110番

～暮らしの修繕を承ります～

安心丁寧

暮らしのなかでのお困りごとを
背色の『匠職人』が解決します！

年末の大掃除の際✓してみてください。気になるところがあれば青色までお電話ください。

お問い合わせは…　小田原青色共済株式会社　0465-24-1112（受付時間／平日9時～17時）　お気軽にお電話下さい　小田原青色共済

策として「来場日時の事前申込制」を導入したことに、ご理解とご協力をお願い致します。